

5. 9. 29
1743

勞務第三三四九號

昭和五年九月二十七日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵 殿
社會局長官 吉田茂 殿
各廳 府 縣長官 殿

北海道 赤松 大政 神奈川
兵庫 後知 静岡 岡 福岡

株式會社大島製鋼所勞働爭議ニ關スル件(第七報)

要

旨

- (1) 會社側より其反對策を發行ニ任セリ
- (2) 爭議團本部より附置湯職之ヲ煽動シ爭議拡大ヲ圖ル為切實ニシテ撤布ニシテ行フ
- (3) 本月二十日爭議消滅會ニ總集セ。名譽代表者ノ論旨不穩ニテ命令ニ決テ解散。會社側ニハ警察官ヲ派シ爭議團員ハ是ヲ行ハセリトシ名譽代表者